

C B R N E テロから国民を守り抜くための
アクションプラン

(中間取りまとめ)

令和 8 年 8 月 24 日
C B R N E テロ対策会議

はじめに

国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのあるテロに対しては、法秩序の維持のため断固たる態度をもって臨むとともに、人命救助のため政府一体となった初動措置が必要となる。特に発生すれば多数の人々の生命・身体に危害が及ぶC B R N E（シーバーン）テロ¹については、関係省庁・関係機関の迅速的確な救助活動、救命活動が一人一人の命をつなぐ重要な鍵となる。

平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件以降、我が国においては、この事件の教訓を生かし関係省庁が連携して検討を進めた結果、「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」（平成10年4月10日 閣議決定）、「生物化学テロ対処政府基本方針」（平成13年11月18日 N B Cテロ対策関係閣僚会議決定）、「N B Cその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」（平成13年11月22日 N B Cテロ対策会議幹事会決定）、「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）等が策定されたほか、関係機関の装備資器材の充実、各種事案を想定した訓練の強化など一定の成果が認められる。

一方で、地下鉄サリン事件の発生から30年余が経過し、この間における科学技術の進展は著しい。小型無人機については、テロリスト等により爆発物を用いた攻撃に悪用される事例²も見受けられるほか、化学剤や生物剤の散布に悪用される事態の発生等も懸念されるところである。さらに、悪意のある者が生成A Iやケミカル・バイオ合成技術等を悪用しC B R N E脅威を助長させる可能性もある。

国際情勢を見れば、昨今の中東情勢の緊迫を受けてC B R N E兵器の拡散が懸念されるほか、欧米各国においては、イスラエルや米国の関連施設に対して爆発物等を用いたテロと見られる事件が相次いで発生している。

こうした厳しいテロ情勢に我が国が直面しているという認識の下、内閣官房国家危機管理室を始めとする関係省庁において専門家³から意見聴取を行った結果、専門的知見の活用、現場の初動対処、医療機関の対応、医薬品の備蓄と配送、その他制度面などにおける課題が明らかになったところである。そこで、令和8年1月23日に関係省庁の局長級職員から成る「第1回C B R N Eテロ対策会議」⁴を開催

¹ C（Chemical：化学）B（Biological：生物）R（Radiological：放射性）N（Nuclear：核）E（Explosive：爆発性）物質を使用したテロの総称

² シリアの「タハリール・アル・シャーム機構」は、爆発物を搭載したドローンを攻撃に使用したとされる。

³ 意見聴取した専門家は、大友康裕国立病院機構災害医療センター病院長、小井戸雄一国立健康危機管理研究機構 DMAT 事務局長、阿南英明神奈川県立病院機構理事長及び富永隆子量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所被ばく医療部長

⁴ 議長は内閣危機管理監、副議長は厚生労働省医務技監・内閣感染症危機管理対策官

し、対策強化に向けて検討を進めることとした。第1回会議には、木原官房長官、松本国土大臣及びあかま国土大臣にご出席をいただいた。

木原官房長官からは、① 医療との連携等について専門的知見を活用する枠組みを構築すること、② 初動措置に関する訓練を行い、必要な装備資器材の充実を図ること、③ 被害者の治療に必要となる医薬品等の備蓄を進めるとともに、これらの性質に応じた搬送方法を具体化すること、④ 事案発生時に国が速やかに責任をもって対処に当たる制度の検討を進めること、⑤ CBRNEテロに用いる可能性がある技術・研究開発の動向を把握し、各機関の専門部隊の対処能力の向上に努めること、との指示をいただいた。

松本国土大臣からは、警察、消防、自衛隊、医療チームなどの各機関の実働部隊が統合的に運用されるための組織立ての検討、図上訓練・実働訓練の企画実行、訓練を通じて把握できた課題に即したマニュアルの見直し、専門家の活用等におけるDXの推進について指示があった。

あかま国土大臣からは、負傷者の治療に当たる医療従事者が必要としている情報を警察から情報提供する枠組みの検討、対処能力の向上や必要な装備資器材の充実などの態勢の整備、関係機関の現場での連携の在り方に係る検討などを進めるよう指示があった。

これらの指示を受け、本年5月には松本国土大臣及びあかま国土大臣ご出席の下、第2回CBRNEテロ対策会議を開催し、有識者⁵からのヒアリング等を行い、6月には原因物質不明の状況下における被害者救出・救助を想定した関係機関による図上訓練を行った。また本年6月には「CBRNEテロ対策の強化に向けた議員連盟⁶」により政府に対し提言がなされた。こうしたことを踏まえ、関係省庁において更に検討を進め、CBRNEテロ対策会議として政府が当面取り組むべき施策をとりまとめたものが本取りまとめである。政府においては、本取りまとめに基づき、地方自治体、医療機関等の協力を得てCBRNEテロによる災禍から国民を守り抜くため各種対策を強力に推進していく。

また本取りまとめに掲げられた施策のうち、検討・調整を要するものについては、今後、テーマごとに実務者級での検討を進めた上で、関係副大臣会議において協議・調整するものとする。

なお、本取りまとめについては、各種訓練の結果や科学技術の進展、国際情勢の変化等により不断に見直す必要があることから、その位置付けを「中間取りまとめ」としたものである。

⁵ 意見聴取した有識者は、板橋功公共政策調査会研究センター長及び富永隆子量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所被ばく医療部長

⁶ 古屋圭司衆議院議員（会長）、大野敬太郎衆議院議員（幹事長）、国光あやの衆議院議員（事務局長）、中山泰秀衆議院議員、とかしきなおみ衆議院議員、三ツ林裕巳衆議院議員、高見康裕衆議院議員、鹿嶋祐介衆議院議員、伊藤聡衆議院議員

1 司令塔機能の強化

(1) 専門的知見の活用

① CBRNEテロ対策本部会議（内閣総理大臣主宰）に対して専門的観点から提言する専門家会議の創設

CBRNEテロ発生時（以下「テロ発生時」という。）に設置されるCBRNEテロ対策本部会議（閣僚級）に対して、被害の見通しや対策などを助言・提言する専門家会議を創設する。また、専門家会議から緊急時において機動的に助言・提言を得られるよう、個々の専門家のオンライン参加も活用する。

② CBRNEテロ対策会議（内閣危機管理監主宰）と専門家ネットワーク等との連携強化

CBRNEテロ対策会議（局長級）に、CBRNE専門家ネットワーク⁷から専門家を定期的に招聘し意見交換を行う。また、専門家の意見をCBRNEテロ対策に反映するため、テーマごとに設置するCBRNEテロ対策会議分科会（以下「分科会」という。）に必要な応じ専門家を招聘する。

③ CBRNEテロ対処訓練等における専門家との連携強化

関係機関の行うCBRNEテロ対処訓練が実践的かつ様々な事態を想定したものとなるよう、必要な応じ専門家の協力を得て訓練シナリオの見直し・作成を行う。また、訓練当日に必要な応じて専門家からの助言や講評を受け、訓練の充実を図る。

④ 専門家リストの作成・情報共有

内閣官房（国家危機管理室）は、関係省庁の協力を得て、各分野における専門家のリストアップを行い、当該リストを関係省庁と共有する。また、リストの定期的な更新等を通じて、前記①の専門家会議の構成員候補の充実を図るとともに、CBRNE専門家ネットワークを強化する。

(2) 関係機関の情報の共有・連携

① 政府内緊急参集チームによる司令塔機能の発揮と都道府県危機管理部門との連携強化

テロ発生時に召集されることになる緊急参集チーム（関係省庁等の局長等の幹部）は、関連情報の集約・共有を行うとともに、政府一体となった初動

⁷ 「NBC テロその他大量殺傷型テロへの対処について」（NBC テロ対策会議決定）に基づき設置された専門家組織。平成26年からNBC専門家を構成員とし「NBC専門家ネットワーク」と称して来たが、本年6月に名称を「CBRNE専門家ネットワーク」と改称。なお、開催される会議名称は「CBRNEネットワーク専門家会合」。

措置に関して司令塔機能を発揮する。また、テロ発生時には、自治体との連携が不可欠であることから、内閣官房（国家危機管理室）を中心に都道府県危機管理部門との協力関係を強化する。

② 情報共有のための関係機関現地調整所の設置の徹底

テロ発生時において初動措置等に従事する現地関係機関（以下「現地関係機関」という。）の代表者が対応を調整する場として、現地調整所⁸の設置を徹底する。そのため、平素より現地関係機関が行うC B R N Eテロ対処訓練においても現地調整所を設置し、設置要領や運営等について適切に確認を行う。

③ 救命救助を的確に行うための現地関係機関の統合的な運用に向けた検討

救出救助を的確に行うための現地関係機関の統合的な運用に向けた検討を進めるため、関係省庁課長級の分科会を設置する。同分科会においては、C B R N Eテロ対処訓練時における現地関係機関の運用の実情を把握するとともに、過去の多数傷病者発生事案における対応の研究、他国における指揮命令系統の研究などを進める。

④ 初動対処に関する現地関係機関の共通認識の醸成による連携の強化

被害状況の早期把握など現場に先着した警察及び消防が行う活動内容・警戒区域等の設定、現地の安全性に関する評価や救出活動の目標時間など現地調整所において確認・調整する活動指針、脱衣・拭き取りによる除染の早期実施、救急搬送の在り方など救助・救急搬送、救急医療における連携の在り方、解毒剤自動注射器の早期使用などについて、これを整理・見直しすることを通じて、連携を強化する。

⑤ 救命救助に当たる医療従事者等に対する警察保有情報の積極的な共有

C B R N Eテロ発生時、警察機関から救命救助に当たる消防、医療従事者等に対し、周辺の安全に関する情報（被疑者の身柄確保の有無、逃走方向等）や治療に有用となり得る情報（原因物質に関する情報等）を必要な範囲で適時適切に共有する。

（３）インテリジェンス機能の強化

① テロに関する情報収集・分析・評価機能の強化

テロの脅威への対策として、関係省庁が緊密に連携し、政策部門及び情報コミュニティ間における情報集約・共有を促進するとともに、国際テロ対

⁸ 「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処 現地関係機関連携モデル」（NBC テロ対策会議幹事会決定）に基づき、現地関係機関等の円滑な連携を確保するため設置されるもの。

策・経済安全保障等情報共有センターの活用等により情報分析・共有機能の強化を図る。

外国治安情報機関との情報交換を拡大すること等により、テロリストの諸活動等に関する情報の収集・分析機能の強化を図る。

また、テロの「兆し」に係る情報の確実な共有を図るため、各種物質の取扱事業者等の民間を含む関係機関との連携を強化する。

② テロに用いられるおそれのある CBRNE 脅威等に関する情報収集・分析・評価機能の強化

テロに用いられるおそれのある CBRNE 脅威や CBRNE 脅威を助長する技術について情報収集・分析するため、分科会を設置する。分科会においては、国際的な動向、研究開発動向なども踏まえて評価を行い、当該評価を各種装備資器材の選定、危機対応医薬品等の備蓄等、その他 CBRNE テロ対策に資するよう関係省庁に共有する。

（４）国が責任をもって対処する体制の整備推進

① 緊急処理事態認定の迅速化

テロ発生時に、国が責任をもって対処するため、緊急処理事態の認定⁹を積極的に検討する。可能な限り早期に事態認定できるよう内閣官房（国家危機管理室）を中心に、平素より手続習熟訓練を実施する。また、事態認定前であっても指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）が住民避難や救命救助のための措置に向けた準備等を行うよう調整する。

② 指定公共機関・指定地方公共機関に対する情報共有を通じた対応力の強化

テロ発生時に鉄道事業者や配達業者などの指定公共機関等が住民避難や救命救助のため実施する措置の内容は、自然災害発生時に想定されるそれとは必ずしも同一でないことを踏まえ、各措置を整理するため分科会を設置する。その上で分科会において整理した内容を指定公共機関等に情報共有し、テロ発生時における指定公共機関等の対応力強化を促す。

③ 対外発信の強化

テロ発生時には、偽情報・誤情報の流布による混乱が生じるおそれもあることから、政府において、正確な情報を適時発信するとともに、偽情報・誤情報に対する注意を喚起する。

⁹ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条に規定

2 対処能力の向上

(1) 実践的な訓練の推進

① 原因物質不明の状況等を想定した現場初動対処訓練の推進

原因物質不明の状況下や様々な事象が同時に発生する複合事態を想定したシナリオに基づき、被害者を救出救助するための現場初動対処訓練を推進する。

なお、1 (1) ③に記載のとおり、訓練が実践的かつ様々な事態を想定したものとなるよう、必要に応じ専門家の協力を得て訓練シナリオの見直し・作成を行う。

② 関係機関のCBRNEテロ対処部隊による連携訓練の更なる推進

関係機関のCBRNEテロ対処部隊間の連携強化を目的として、救出救助、検知、除染等の現場活動のみならず、現地調整所の設置、関係機関間における情報共有の実施要領の確認等も含めた合同訓練を推進する。なお、1 (1) ③に記載のとおり、訓練が実践的かつ様々な事態を想定したものとなるよう、必要に応じ専門家の協力を得て訓練シナリオの見直し・作成を行う。

(2) 装備資機材の充実

① 初動対処に必要な装備資機材の充実

CBRNEテロ対処部隊が到着するまでの間に初動対処に当たる警察、消防及び海上保安庁の職員が、自らの安全を確保しつつ、迅速で実効的な活動ができるよう、管轄内の人口や大規模集客施設、主要なターミナル駅、著名な観光地等の有無といった各地域の実情を踏まえ、計画的に必要な装備資機材の充実を図る。

② 関係機関のCBRNEテロ対処部隊の装備資機材の充実強化

被害の拡大防止や事後の捜査活動に資する原因物質の迅速な特定に係る資機材、部隊員が現場で活動するために不可欠な防護資機材のほか、先端技術を活用した現場活動用資機材、止血帯（ターニケット）や解毒剤自動注射器などの応急措置機材等、関係機関のCBRNEテロ対処部隊の各種装備資機材の計画的な充実強化を図る。

(3) 研修の充実を通じた人材育成

内閣官房（国家危機管理室）において、関係省庁や関係機関がCBRNEテロ対処部隊員や医療従事者に対して行う研修を把握する。その上で、内閣官房（国家危機管理室）、関係省庁や関係機関において必要に応じ専門家の助言を受けるなどして研修を充実させ、人材育成を図る。

（４）ＣＢＲＮＥ脅威の性質に応じた対処の徹底

① 被害の可視化の程度等に応じた対処の徹底

化学剤（Ｃ）や爆発物（Ｅ）を用いたテロと比較して、生物剤（Ｂ）や放射性物質（Ｒ）を用いたテロは、被害露見まで一定の時間を要することが一般的であり、その被害を直ちに把握しにくい。また、爆発物（Ｅ）を用いたテロは、時間差で複数回発生するおそれもあるなど、テロに用いられる手段による特性が存在する。そのため、内閣官房（国家危機管理室）は、これらの事案への対処の基本的な考えを整理するとともに、対処要員の安全管理や体調管理などの留意点をまとめる。その上で、現地関係機関は、当該整理を参考としてマニュアル等の見直しを行うなどし、脅威の性質に応じた的確な対処を徹底する。

② 被害が甚大に及ぶ事態への対処の徹底

核爆弾等の核（Ｎ）を用いたテロの場合、被害地域内の関係機関や医療機関も被害を受けるなど、その被害は広範かつ甚大に及ぶことから、被ばく医療等の専門家の助言を受けながら広域的な応援体制を構築して対処に当たる必要がある。そのため、内閣官房（国家危機管理室）は、この種の事案への対処の基本的な考えを整理するとともに、対処要員の安全管理や体調管理などの留意点について整理する。その上で、関係機関は、当該整理を参考としてマニュアル等の見直しを行うなどして、脅威の性質に応じた的確な対処を徹底する。

（５）危機対応医薬品等の搬送体制の具体化

被害者の症状の緩和・治療に必要な危機対応医薬品等について、その特性に応じた搬送方法を具体化するため分科会を設置する。当該分科会においては、テロ発生時の迅速な医療提供に資するよう、国が備蓄する危機対応医薬品等の特性及び備蓄量等を踏まえた搬送方法や流通在庫の払い出し方法を取りまとめるものとする。

（６）原因物質に関する検知の高度化と情報の共有

原因物質の迅速な特定に向け、研究開発¹⁰を推進するとともに、検知機器の充実やロボティックスの活用等を通じて、原因物質に関する検知の高度化を図る。

また、原因物質の特定に資するよう消防機関及び医療機関の臨床所見や検査所見を警察機関に迅速に共有するとともに、被害者の治療等に資するよう警察の鑑定結果を必要な範囲で医療機関を始め現地関係機関に共有する。あわせ

¹⁰ 例えば、経済安全保障重要技術育成プログラムとして研究される「多様な物質の探知・識別を可能とする迅速・高精度なマルチガスセンシングシステム技術」がある。

て、原因物質が化学剤の場合には、警察機関は、化学兵器禁止機関（O P C W）指定ラボに認証された陸上自衛隊化学学校と連携する。

（７）除染・監視活動における連携強化

化学剤や視認性の高い生物剤、放射性物質を用いたテロが発生した場合には、脱衣・拭き取りによる除染を確実に実施するとともに、現場に被害者を滞留させないよう最低限の除染による迅速な搬送を含め、現地関係機関と被害者受入れ医療機関との間で緊密に連携する。

放射線監視（モニタリング）に当たっては、現地関係機関、内閣官房（国家危機管理室）及び原子力規制庁との間で緊密に連携する。また、疫病監視（感染症サーベランス）に当たっては、内閣官房（国家危機管理室、感染症危機管理統括庁）、関係省庁等及び現地関係機関が緊密に連携する。

３ 危機対応医薬品等の確保の推進及び医療提供体制の強化

（１）危機対応医薬品等の確保の推進

C B R N E テロの被害者の症状の緩和・治療に必要な危機対応医薬品等（Medical Countermeasures : MCM）について、製造体制及び備蓄の強化を図る。MCMの確保に当たっては、１（３）②に記載のとおり、テロに用いられるおそれのあるC B R N E 脅威等についての情報収集・分析・評価を踏まえ、厚生労働省において新たに設置した有識者委員会やC B R N E 専門家ネットワーク等での知見を活用し、備蓄等の取組を推進する。また、国内未承認等の医薬品も含めて、その必要性に関する検討を進める。

（２）事故・災害対処用の医薬品の備蓄を活用する枠組みの構築

原子力災害等のために備蓄している安定ヨウ素剤等について、核・放射性物質を用いたテロ発生時にも用いることができるよう、枠組みを構築する。また、都道府県が災害用に備蓄している医薬品を必要に応じテロ発生時に供出することができるよう、都道府県に働き掛ける。

（３）医療提供体制の強化

① 対応可能医療機関の拡充

C B R N E テロによる傷病者は、極めて短時間に局地的かつ多数発生し得るとともに、医療機関への受診経路や受診先医療機関が多岐にわたる。傷病者の受け入れが想定される医療機関が、それぞれの機能及び対応能力に応じた適切な傷病者対応が可能となるよう、医療機関及び医療従事者に対する研修の拡充を図るとともに、医療機関の受け入れを促進するために必要な対応の検討を進める。また、傷病者が特定の医療機関へ集中し、医療提供が逼迫した場合においても適切な治療が継続されるよう、医療機関間

の連携強化や搬送の最適化のための体制構築を推進する。

各地域の実情を踏まえ、協力する医療機関の確保及び役割分担の明確化に向けて都道府県と連携して取り組む。

② 医療機関の対応能力の更なる向上

医療機関がＣＢＲＮＥテロによる被害患者に対して迅速かつ適切な診療が行えるよう、必要な資機材及び診療手順の見直しを行うとともに、対応力向上に資する研修内容の充実や資機材整備について見直しを行う。

また、国や自治体の主催するＣＢＲＮＥ対処訓練において、医療機関の参加に要する経費を負担することなどを通じ医療機関の負担軽減を図りつつ、対応能力強化を促す。

4 その他ＣＢＲＮＥテロから国民を守り抜くための諸対策の推進

(1) ＣＢＲＮＥテロの標的となり得る場所等における対策の推進

① ２０２７年国際園芸博覧会等大規模行事を見据えた官民一体となったテロ対策等の推進

令和９年３月開催予定の２０２７年国際園芸博覧会等の大規模行事の安全かつ円滑な実施のため、都道府県警察が設置するテロ対策のための官民連携ネットワークの枠組みを活用するなど、官民一体となったテロ対策を推進するとともに、関係機関と緊密な連携の上、テロの未然防止対策の推進を図り、開催期間中における消防・救急体制に万全を期すべく、関係施設に対する現場実査、警戒部隊の応援体制の構築、ＣＢＲＮＥテロ対応資機材の整備等を実施する。

② 海上・臨海部における官民一体となった対策の推進

官民が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を定期的を開催し、海上・臨海部における具体的・現実的な想定脅威に対する官民連携したテロ対策について検討を行い、事業者等のテロ防止意識の啓発や自主警備能力の強化等を図り、官民一体となった実効性のあるテロ対策を推進する。

③ 鉄道における官民一体となった対策の推進

令和３年１０月に発生した京王線車内傷害事件等を受けて取りまとめた対応策、大阪・関西万博開催に備え令和７年２月に一部改正した「鉄道テロへの対応ガイドライン」等を踏まえ、各種非常用設備の表示の共通化ガイドラインの運用、非常時の通報装置の活用や危険物の持ち込み制限に関する利用者への呼びかけ等の取組を引き続き推進する。また、令和５年１０月から鉄道運輸規程及び軌道運輸規程を改正し、新幹線や利用者の多い在来線の新造車両に車内防犯カメラの設置を義務付けたところ、令和８年５月現在の配備率は

新幹線車両において 99.7%を超えており、引き続きその増備に取り組む。

④ 空港等における官民一体となった対策の推進

国際民間航空条約に規定される国際標準や航空法に基づき策定している危害行為防止基本方針等に従って、関係者と連携を図りながら、航空保安対策を推進する。具体的には、各空港において、利用者が密集する区域の巡回警備や必要に応じ監視カメラの設置、並びに車両及び人の侵入防止対策としてフェンス等にセンサーを設置など、警備・警戒の的確な実施を求めるほか、先進的な保安検査機器の導入を促進するなど航空保安検査の高度化を図る。

⑤ 重要施設の警戒警備の徹底

政府関連施設、外国公館等の重要施設に対する C B R N E テロの脅威を踏まえ、警戒体制・要領等の随時見直し及び装備品等の整備を行うとともに、関係機関や施設管理者との連携等を図り、情勢に応じた警戒警備を徹底する。

⑥ 原子力発電所等に対する対策の強化

原子力発電所・関連施設に対する C B R N E テロを含む各種テロ対策として、原発特別警備部隊や、特殊部隊（S A T）等の練度向上、装備資機材の整備、警察・自衛隊・海上保安庁等の関係機関及び事業者が一体となった実践的な共同訓練の実施等を推進し、対処能力の強化に努める。また、原子力発電所等に対するテロの未然防止のため、原発特別警備部隊等による原子力発電所等の施設の警戒のほか、全国の原子力発電所等の周辺海域において、巡視船艇・航空機による警戒を実施する。

⑦ 警衛・警護の強化

C B R N E テロを含めた違法行為から警護対象者等の安全を確保するため、警察庁において、情勢に応じて都道府県警察が作成する警衛・警護計画案に対する必要な指示等を行う。また、違法行為に悪用され得る技術の進展等の情勢の変化に的確に対応し、警護対象者等の生命及び身体の安全を確保するため、警察庁は、最新の知見を取り入れつつ、警衛・警護について不断の見直しを行う。

⑧ 海上警備・沿岸警備の強化

我が国の海上警備・沿岸警備を万全とするため、巡視船艇・航空機等による沿岸部の監視警戒等を強化するとともに、情報収集・分析体制及び外国機関との情報交換を質的・量的に充実させる。

⑨ 港湾及び船舶の保安対策の推進

S O L A S 条約（海上人命安全条約）の一部改正を受けて施行された国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際航海船舶等の入港に際して事前通報を義務付けた上で、保安体制の確保、立入検査等を実施するとともに、国際港湾施設に対して行われるおそれのあるテロ等の危害行為の防止を図るため、施設に持ち込まれる貨物の点検、施設内の巡視等の保安対策を徹底する。

また、重要国際埠頭施設の制限区域への出入りを確実かつ円滑に管理するため非接触にも対応した出入管理情報システムの整備を推進する。

さらに、本邦の港に入港する国際航海船舶から通報される船舶保安情報の内容を精査するとともに、巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒を実施することにより、テロ未然防止に努める。

（２）ＣＢＲＮＥテロの手段を封じ込めるための対策の強化

① 小型無人機を使用したテロ等への対策

ＣＢＲＮＥテロを含む各種テロ防止のため、小型無人機等飛行禁止法に基づき、小型無人機等の飛行に起因する危険を未然に防止すべき施設を適切に指定するとともに、施設管理者との連携等を図り、情勢に応じた警戒警備を行う。また、ドローンの技術革新や国内外の情勢を踏まえ、違法に飛行するドローンの検知及び対処に有効な装備資機材の調査・研究や警備実施現場等への配備、訓練を推進し、対処能力を強化する。

② ＡＩを悪用したＣＢＲＮＥテロへの対策

ＡＩの大規模言語モデル（ＬＬＭ¹¹）の悪用によるテロ行為の指南等が懸念されているほか、ＡＩを用いた生物設計ツール（ＢＤＴ¹²）等による開発支援によりテロの脅威が増大することが指摘されていることから、内閣官房（国家危機管理室）を中心に、研究開発動向の把握に努めるとともに、関係機関と連携して悪用防止策を検討する。

③ 爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化

爆発物の原料となり得る化学物質について、取引時の本人確認や不審な購入者の通報等の取組を事業者に促すほか、保管管理の徹底等の取組を事業者や学校等に促すことにより、爆発物の原料となり得る化学物質について適切な管理を行う。また、インターネット上における爆発物の製造方法等に関する有害情報の把握に努め、これを把握した場合には、サイト管理者等に対す

¹¹ Large Language Model の略

¹² Biological Design Tools の略

る削除依頼を実施する。

④ 化学剤及び生物剤等の厳格な管理

化学剤、生物剤及び毒素について、関係法令の下で、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等の指導や、取扱施設に対する立入検査等を適時適切に実施する。

⑤ 放射性物質の厳格な管理

放射性物質について、関係法令の下で、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等の指導や、取扱施設に対する立入検査等を適時適切に実施する。

⑥ その他の先端科学技術等の悪用対策の検討

1 (3) ②で得られた評価に基づき、テロへの悪用が懸念される先端科学技術（ケミカル・バイオ合成技術を含み、前記①から⑤を除く）があった場合には、内閣官房（国家危機管理室）を中心に、関係省庁と連携して、その悪用を防止するための対策を検討する。なお、当該技術が法に定める特定秘密又は重要経済安保情報に該当する場合には、法令に基づき、適性評価制度を適切に運用する。

(3) 国際連携の推進

① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

引き続き国際社会における軍縮・不拡散の議論を主導し、「核兵器のない世界」に向けた現実的かつ実践的な道筋を追求するとともに、IAEA保障措置の強化や国際輸出管理レジーム等の国際的な不拡散の枠組みに積極的に貢献していく。また、関連条約の実施・普遍化にも注力する。

特に、北朝鮮等の拡散懸念国等による大量破壊兵器、通常兵器関連物資、技術の不正な調達等に関し、我が国の情報収集・分析機能や、国内外の関係機関が緊密に連携した取締りを強化する。また、国連安全保障理事会諸決議を着実に履行するとともに、関係国に対し関連安保理決議の完全な履行を働き掛ける。

そのために、国連機関等への拠出を通じて、東南アジア諸国等に対し能力構築支援を実施していく他、2024年に日米韓を始めとする同志国が立ち上げた多国間制裁監視チーム(MSMT)等を通じて、対北朝鮮国連安全保障理事会決議の履行状況の監視強化及び関連安保理決議の更なる実効性向上に向けて、引き続き各国と連携していく。

② 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

テロの防止に向けた国際社会の一致した取組が引き続き重要であり、我が国としても、在留邦人保護の観点を含め、国際社会の一員として国際連携を推進する必要がある。

例えば、国連等の国際機関や諸外国と連携して、途上国に対して、テロ対策に資する法執行機関の能力向上支援や国境管理や税関を含めた水際対策支援を強化することに加え、テロの根本原因である暴力的過激主義対策の支援等を推進する。

また、二国間・多国間のテロ対策の枠組みへの積極的な参加等を通じて、テロ関連情報の収集やテロ対処の知見共有を含め国際的な連携を強化していく。更に、CBRNEテロに対する各種国際会議や机上演習等のイベントを通じて、法執行、刑事司法、情報、外交、安全保障の各分野で関係機関のネットワークを構築・強化するほか、テロ対策に積極的に取り組んでいる国連関連機関やグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）等の国際機関との連携も推進・強化する。